

○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）本文の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
【 改 正 後 全 文 】	【 改 正 後 全 文 】
医政発第0331008号	医政発第0331008号
平成20年3月31日	平成20年3月31日
医政発0329第36号	医政発0329第36号
平成31年3月29日	平成31年3月29日
医政発1225第17号	医政発1225第17号
令和2年12月25日	令和2年12月25日
医政発0331第17号	医政発0331第17号
令和3年3月31日	令和3年3月31日
医政発0331第15号	<u>最終改正</u> 医政発0331第15号
令和4年3月31日	令和4年3月31日
<u>最終改正</u> 医政発0330第8号	
<u>令和6年3月30日</u>	
各都道府県知事 殿	各都道府県知事 殿
厚生労働省医政局長 (公印省略)	厚生労働省医政局長 (公印省略)
社会医療法人の認定について	社会医療法人の認定について
第1 (略)	第1 (略)
第2 社会医療法人の認定要件	第2 社会医療法人の認定要件

<p>1～3 (略)</p> <p>4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第42条の2第1項第4号関係）</p> <p>(1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上（(2)に掲げる場合を除く。）のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イから▲までに掲げりいづれかの事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第42条の2第1項第4号関係）</p> <p>(1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上（(2)に掲げる場合を除く。）のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イから▲までに掲げりいづれかの事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～8 (略)</p>
<p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 社会医療法人の事業報告書等の作成等</p> <p>(1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業報告書 ② 財産目録 ③ 貸借対照表 ④ 損益計算書 ⑤ <u>関係事業者との取引の状況に関する報告書</u> ⑥ 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説 	<p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 社会医療法人の事業報告書等の作成等</p> <p>(1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業報告書 ② 財産目録 ③ 貸借対照表 ④ 損益計算書 ⑤ <u>新設</u> ⑥ 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説

明する書類

⑦ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した社会医療法人（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）

については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類

イ 純資産変動計算書

ロ キャッシュ・フロー計算書

ハ 附属明細表

⑧ 法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類

イ 純資産変動計算書

ロ 附属明細表

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (1)の①から⑧までに掲げる書類

② 法第46条の8第3号の監事の監査報告書

③ 定款又は寄附行為

④ 法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。

① (1)の①から⑧までに掲げる書類

② 法第46条の8第3号の監事の監査報告書

③ 法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①及び②に掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

明する書類

⑥ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から⑤までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類

イ 純資産変動計算書

ロ キャッシュ・フロー計算書

ハ 附属明細表

（新設）

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (1)の①から⑥までに掲げる書類

② 法第46条の8第3号の監事の監査報告書

③ 定款又は寄附行為

④ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。

① (1)の①から⑥までに掲げる書類

② 法第46条の8第3号の監事の監査報告書

③ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の3会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑥については、法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。）

② 定款又は寄附行為

(5) (略)

5～7 (略)

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の3会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑤については、法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。）

② 定款又は寄附行為

(5) (略)

5～7 (略)

○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）別添1の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	(略)	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1・2 (略)	1又は2の基準に該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が20%以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。 <u>以下同じ。</u> ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数	救急医療	(略)	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1・2 (略)	1又は2の基準に該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が20%以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が

			<p>が750件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。<u>以下同じ。</u>なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>				<p>750件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数（災害医療においても同じ。）をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>
精神科 救急医 療の場 合	(略)	次の基準の <u>全て</u> に該当 すること。 1・2 (略)	(略)	精神科 救急医 療の場 合	(略)	次の基準の <u>すべて</u> に該 当するこ と。 1・2 (略)	(略)
災害医療	次の基準の <u>全</u> <u>て</u> に該当する こと。 1. 当該病院 が災害医 療施設と して必要 な次に掲 げた。	次の基準の <u>全</u> <u>て</u> に該当 すること。 1～2 (略) 3. <u>法第30 条の12 の2第1</u>	次の基準の <u>全</u> <u>て</u> に該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が600件以上であること。 2. <u>直近に終了した会計年度におい</u> <u>て、当該病院に勤務する職員が、</u> 次に掲げる訓練又は研修に参加	災害医療	次の基準の <u>す</u> <u>べ</u> <u>て</u> に該当す ること。 1. 当該病院 が災害医療 施設として 必要な次に 掲げる施設 3. 厚生労 働省に登 録された	次の基準の <u>す</u> <u>べ</u> <u>て</u> に該 当するこ と。 1～2 (略) 3. <u>当該病院に勤務する職員が直近</u> <u>に終了した会計年度において、次</u> に掲げる訓練又は研修に参加して	

	<p>げる施設 (診療に必要な施設は耐震構造を有すること。)を全て有していること。(1)～(3)(略)</p> <p>2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。(1)～(7)(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>項目に規定する災害・感染症医療業務従事者</u> (以下「災害・感染症医療業務従事者」という。)により組織された災害派遣医療チーム (以下「災害派遣医療チーム(DMAT)」といふ。)を有し、法第30条の12の6第1項に規定する協定を締結していること。</p>	<p>していること。 (1)～(2) (略) 3 (略)</p>		<p>(診療に必要な施設は耐震構造を有すること。)をすべて有していること。(1)～(3)(略)</p> <p>2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。(1)～(7)(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>災害派遣医療チーム(DMAT)を有していること。</u></p>	<p>いること。(1)～(2) (略) 3 (略)</p>
新興感染症発生・まん延時における医療※「新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において新興感染症発生・まん延時ににおける医療の確保</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が600件以上であること。</p> <p>2. 直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。</p> <p>(1) 当該病院が実施する新興感</p>		<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p>は、法第 30の4 第2項第 5号ハに 掲げるそ のまん延 により國 民の生命 及び健康 に重大な 影響を与 えるおそ れがある 感染症が まん延 し、又は そのおそ れがある ときにお ける医療 をいう。</p>	<p>げる施設を 全て有して いること。 (1) 陰圧 病室（確 保病床 の半数 以上） (2) 個室病 室 (3) 発熱 患者等 専用と して使 用可能 な診察 室（プレ ハブ・簡 易テン ト等を 含む。） (4) 集中 治療室 （一部 は陰圧 化でき るもの である こと。） (5) 診療 部門（診 察室、手 術室、処 置室、 臨床検 査施設、 エック ス線診 療室、調 剤所等）</p>	<p>に関する 事業に係 る感染症 法第36 条の9第 1項に規 定する医 療協定等 措置のう ち、次の (1) 及び (2) に掲げ る措置ご とに定め る基準を 満たす内 容を含む 医療措置 協定を締 結し、当該 病院の名 称がその 所在地の 都道府県 が定める 医療計画 において 当該医療 措置協定 を締結し た医療提 供施設と して記載 されてい ること。 (1) 病床 確保 都道府 県知事 の要請</p>	<p>染症の対応に係る訓練又は研 修 (2) 外部の機関が実施する新興 感染症の対応に係る訓練又は 研修 3. 感染症法第36条の4第2項に 規定する勧告を受けたことがな いこと。</p>			
--	---	---	--	--	--	--

	<p><u>及び病室</u></p> <p>(6) <u>備蓄倉庫</u></p> <p>2. 当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。</p> <p>(1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備</p> <p>(2) 感染を判断するための検査機器</p> <p>(3) 簡易ベッド</p> <p>(4) 個人防護具</p> <p>(5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必</p>	<p>があつた日から起算して7日以内に即応病床化する」と及び確保する病床数が30床以上であることを。</p> <p>(2) 発熱外来都道府県知事の要請があつた日から起算して7日以内に開始する」と及び1日当たり20人以上の診療を行ふものであることを。</p> <p>2. 当該病院において</p>					
--	---	---	--	--	--	--	--

	<p><u>要なパートナー</u> <u>ーション等</u> <u>(6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備(例:重症患者に対するための体外式膜型人工肺)</u> <u>ただし、これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第36条の3第1項に規定する医療措置協定</u></p>	<p><u>救急患者に対し医療を提供する体制(いわゆるオンコール体制も含む。)を常に確保すること。</u> <u>3. 災害派遣医療チーム(DMAT)若しくは災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム(DPAT)又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第30条の12の6第1項に規定する協定及び感染症法第36条の2第1項第</u></p>				
--	---	---	--	--	--	--

	<p>(以下「医療措置協定」という。)を締結した日から3年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後3月以内に、主たる事務所の所在地の都道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することが</p> <p>5号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<u>できないときは、基準に該当しないものとみなす。</u>						
へき地医療 ※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱 (平成13年医政発第529号)に基づくへき地をいう。	(略)	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該<u>全て</u>の病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他</p>	(略)	<p>へき地医療 ※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱 (平成13年医政発第529号)に基づくへき地をいう。</p>	(略)	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該<u>すべて</u>の病院において、へき地の患者を受け入</p>	(略)

		<p>へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p> <p>また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p>			<p>れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p> <p>また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け</p>	
--	--	---	--	--	--	--

						入れる体制を常に確保していること。	
周産期医療	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設を <u>全て</u> 有していること。 (1) ~ (3) (略) 2. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備を <u>全て</u> 有していること。 (1) ~ (6) (略)	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1・2 (略)	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1~3 (略)	周產期医療	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設を <u>すべて</u> 有していること。 (1) ~ (3) (略) 2. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備を <u>すべて</u> 有していること。 (1) ~ (6) (略)	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1・2 (略)	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1~3 (略)
小児救急医療	(略)	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1・2 (略)	(略)	小児救急医療	(略)	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1・2 (略)	(略)

(備 考)

- 医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第52条第1項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和2年2月から令和4年3月までの月の分の実績を含む場合

救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療及びべき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）

業務の区分	当該業務を行	当該業務を	当該業務の実績
-------	--------	-------	---------

(備 考)

- 医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第52条第1項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和2年2月から令和4年3月までの月の分の実績を含む場合

救急医療、災害医療及びべき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）

業務の区分	当該業務を行	当該業務を	当該業務の実績
-------	--------	-------	---------

	う病院又は診療所の構造設備	行うための体制			う病院又は診療所の構造設備	行うための体制	
救急医療	(略)	<p>次の基準の<u>全て</u>に該当すること。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>1又は2の基準に該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が20%以上であること。</p> <p>※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。<u>以下同じ。</u></p> <p>①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p> <p>2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が基準値（別表1（*1）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表2（*2）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と</p>	<p>救急医療</p> <p>(略)</p> <p>次の基準の<u>すべて</u>に該当すること。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>1又は2の基準に該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が20%以上であること。</p> <p>※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p> <p>2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が基準値（別表1（*1）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表2（*2）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と</p>				

		<p>を合計した数（国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を750から控除した数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。また、「1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度のうちいずれかの1会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。<u>以下同じ。</u>なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下</p>				<p>を合計した数（国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を750から控除した数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。また、「1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度のうちいずれかの1会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう（<u>災害医療においても同じ。</u>）。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用</p>
--	--	--	--	--	--	--

			「救急医療用ヘリコプター」という。) 及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。				ヘリコプター(以下「救急医療用ヘリコプター」という。) 及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科 救急医 療の場 合	(略)	次の基準の <u>全て</u> に該当 すること。 1・2 (略)	(略)	精神科 救急医 療の場 合	(略)	次の基準の <u>すべて</u> に該 当するこ と。 1・2 (略)	(略)
災害医療	次の基準の <u>全 て</u> に該当する こと。 1. 当該病院 が災害医療 施設として 必要な次に 掲げる施設 (診療に必 要な施設は 耐震構造を 有するこ と。)を <u>全 て</u> 有してい ること。 (1) ~ (3) (略) 2. 当該病院 が災害医療 施設として 必要な次に 掲げる設備 <u>及 び物資</u> を <u>全 て</u> 有して いること。 (1) ~ (7)	次の基準の <u>全 て</u> に該当 すること。 1～2 (略) 3. <u>法第3 0条の1 2の2第 1項に規 定する災 害・感染 症医療業 務従事者</u> <u>(以 下「災 害・ 感染症医 療業務従 事者」と い う。)に よ り組織 された災 害派遣医 療チーム</u>	次の基準の <u>全 て</u> に該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が基準値(別表3(*3)の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表4(*4)の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と合計した数(国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数)を600から控除した数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいう。 <u>以下同じ。</u> 以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。 2. <u>直近に終了した会計年度におい て、当該病院に勤務する職員が、次 に掲げる訓練又は研修に参加して いること。</u> (1)~(2) (略)	災害医療	次の基準の <u>す べ て</u> に該當す ること。 1. 当該病院 が災害医療 施設として 必要な次に 掲げる施設 (診療に必 要な施設は 耐震構造を 有するこ と。)を <u>す べ て</u> 有してい ること。 (1) ~ (3) (略) 2. 当該病院 が災害医療 施設として 必要な次に 掲げる設備 を <u>す べ て</u> 有 してい ること。 (1) ~ (7)	次の基準の <u>す べ て</u> に該 当するこ と。 1～2 (略) 3. <u>厚生労 働省に登 録された 災害派遣 医療チー ム(DM AT)を 有してい ること。</u>	次の基準の <u>す べ て</u> に該當すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が基準値(別表3(*3)の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表4(*4)の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と合計した数(国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数)を600から控除した数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいう。)以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。 2. <u>当該病院に勤務する職員が直近に 終了した会計年度において、次に掲 げる訓練又は研修に参加してい ること。</u> (1)~(2) (略)

	(略) 3 (略)	<u>ーム (D M A T)」 といふ。) を有し、 法第 30 条の 12 の 6 第 1 項に規定 する協定 を締結し てゐること。</u>	3 (略)		(略) 3 (略)	3 (略)
<u>新興感染症 発生・まん 延時におけ る医療 ※「新興感 染症発 生・まん 延時にお ける医 療」とは、 法第 30 の 4 第 2 項第 5 号 ハに掲げ るそのま ん延によ り国民の 生命及び 健康に重 大な影響 を与える おそれが ある感染 症がまん 延し、又 はそのお それがあ るときに</u>	<u>次の基準の全 てに該当する こと。 1. 当該病院 が新興感染 症発生・ま ん延時にお ける医療施 設として必 要な次に掲 げる施設を 全て有して いること。 (1) 陰圧病 室(確保 病床の半 数以上) (2) 個室病 室 (3) 発熱患 者等専用 として使 用可能な 診察室(プレ ハブ・簡易 テント等 を含む。)</u>	<u>次の基準の全 てに該当 すること。 1. 当該病 院において 新興感 染症発 生・まん 延時にお ける医療 の確保に 関する事 業に係る 感染症法 第 36 条 の 9 第 1 項に規定 する医療 協定等措 置のうち、 (1) 及び (2) に掲 げる措置 ごとに定 める基準 を満たす 内容を含</u>	<u>次の基準の全 てに該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割 合が 16 % 以上又は夜間等救急自 動車等搬送件数を 3 で除した数が 基準値以上であり、かつ、直近に終 了した会計年度のうち少なくと も 1 会計年度における夜間等救急 自動車等搬送件数が 600 件以上 であること。 2. 直近に終了した会計年度におい て、当該病院に勤務する職員が、次 のいずれかの訓練又は研修に参加 していること。 (1) 当該病院が実施する新興感染 症の対応に係る訓練又は研修 (2) 外部の機関が実施する新興感 染症の対応に係る訓練又は研修 3. 感染症法第 36 条の 4 第 2 項に規 定する勧告を受けたことがないこ と。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

<p><u>おける医療をい う。</u></p>	<p>(4) 集中治療室（一部は陰圧化できるものであること。） (5) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室 (6) 備蓄倉庫</p> <p>2. 当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。</p> <p>(1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 (2) 感染を判断するための検</p>	<p>む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。</p> <p>(1) 病床確保が都道府県知事の要請があつた日から起算して7日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が30床以上であること。</p>					
------------------------------	---	---	--	--	--	--	--

	<p><u>査機器</u> <u>(3) 簡易ベッド</u> <u>(4) 個人防護具</u> <u>(5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必要なパーテーション等</u> <u>(6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備</u> <u>(例：重症患者に対応するための体外式膜型人工肺)</u> <u>ただし、これららの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する</u></p> <p><u>(2) 発熱外来</u> <u>都道府県知事の要請があつた日から起算して7日以内に開始すること及び1日当たり20人以上の診療を行ふものであること。</u> <u>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンライン体制も含む。）を常に確保していること。</u> <u>3. 災害派遣医療チーム（D M A T）若しくは</u></p>				

する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の3第1項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から3年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後3月以内に、主たる事務所の所在地の都

災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（DPA-T）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第30条の12の6第1項に規定する協定及び感染症法第36条の2第1項第5号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。

	<p><u>道府県知事に その進捗状況 を報告するこ とし、正当 な理由なく期 間内に当該施 設又は設備を 有することが できないとき は、基準に該 当しないもの とみなす。</u></p>						
へき地医療 ※ 「へき 地」とは、 へき地保 健医療対 策実施要 綱（平成 13年医 政発第5 29号） に基づく へき地を いう。	(略)	<p>次の基準に 該当するこ と。 当該病院 又は診療所 の名称がそ の所在地の 都道府県が 定める医療 計画におい てへき地医 療の確保に 関する事業 に係る医療 連携体制に 係る医療提 供施設とし て記載され てい るこ と。 なお、へ き地診療所 を開設する 医療法人が 当該へき地 診療所の所 在地の都道 府県におい</p>	<p>へき地医療施設が病院の場合、1、2 又は3の基準に該当すること。この場 合において、医師の延べ派遣日数及び 巡回診療の延べ診療日数について、同 日同場所に派遣され又は巡回する医 師が複数の場合には、複数の派遣又は 巡回が適切な状況で行われているか どうかについて確認し、短時間である 等必要と判断する場合には、単数によ る派遣又は巡回として取り扱うこと。 1. 当該病院において直近に終了した 会計年度におけるへき地に所在す る診療所（当該病院が所在する都道 府県内のへき地に所在する診療所に 限る。）に対する医師の延べ派遣日 数（派遣日数を医師数で乗じた日 数をいう。）が（53—国又は地方 公共団体からの要請を受けて医師 の派遣を行うことができなかつた日 数）人日以上であること。 ※派遣を行うことができなかつた 日数が1月<u>当たり</u>4日を超える 場合は、その月については当該日 数を4日として計算することと する。 2. 当該病院において直近に終了した 会計年度におけるへき地（当該病院 が所在する都道府県内のへき地に</p>	<p>へき地医療 ※ 「へき 地」とは、 へき地保 健医療対 策実施要 綱（平成 13年医 政発第5 29号） に基づく へき地を いう。</p>	(略)	<p>次の基準に 該当するこ と。 当該病院 又は診療所 の名称がそ の所在地の 都道府県が 定める医療 計画におい てへき地医 療の確保に 関する事業 に係る医療 連携体制に 係る医療提 供施設とし て記載され てい るこ と。 なお、へ き地診療所 を開設する 医療法人が 当該へき地 診療所の所 在地の都道 府県におい</p>	<p>へき地医療施設が病院の場合、1、2 又は3の基準に該当すること。この場 合において、医師の延べ派遣日数及び 巡回診療の延べ診療日数について、同 日同場所に派遣され又は巡回する医 師が複数の場合には、複数の派遣又は 巡回が適切な状況で行われているか どうかについて確認し、短時間である 等必要と判断する場合には、単数によ る派遣又は巡回として取り扱うこと。 1. 当該病院において直近に終了した 会計年度におけるへき地に所在す る診療所（当該病院が所在する都道 府県内のへき地に所在する診療所に 限る。）に対する医師の延べ派遣日 数（派遣日数を医師数で乗じた日 数をいう。）が（53—国又は地方 公共団体からの要請を受けて医師 の派遣を行うことができなかつた日 数）人日以上であること。 ※派遣を行うことができなかつた 日数が1月<u>あたり</u>4日を超える 場合は、その月については当該日 数を4日として計算することと する。 2. 当該病院において直近に終了した 会計年度におけるへき地（当該病院 が所在する都道府県内のへき地に</p>

		<p>て病院を開設する場合にあっては、当該<u>全て</u>の病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p> <p>また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣</p> <p>限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日数）人日以上であること。</p> <p>※巡回診療を行うことができなかつた日数が1月<u>当たり</u>4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。</p> <p>3 (略)</p>			<p>て病院を開設する場合にあっては、当該<u>すべて</u>の病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p> <p>また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣</p> <p>限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日数）人日以上であること。</p> <p>※巡回診療を行うことができなかつた日数が1月<u>あたり</u>4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。</p> <p>3 (略)</p>
--	--	--	--	--	---

		する当該 へき地診 療所に係 るへき地 の患者及 び当該へ き地医療 拠点病院 が巡回診 療を行う 当該へき 地の患者 を受け入 れる体制 を常に確 保してい ること。			する当該 へき地診 療所に係 るへき地 の患者及 び当該へ き地医療 拠点病院 が巡回診 療を行う 当該へき 地の患者 を受け入 れる体制 を常に確 保してい ること。		
* 1 別表1～* 4 別表4（略）				* 1 別表1～* 4 別表4（略）			

○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）別添2-1及び別添2-2の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前																																
<p>別添2-1 (新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合) (略)</p> <p>注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。</p> <p>○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。） ○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療</p>	<p>別添2-1 (新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合) (略)</p> <p>注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。</p> <p>○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。） ○災害医療 ○新設 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療</p>																																
<p>別添2-2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届け出る場合) (略)</p> <p>注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。</p> <p>○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。） ○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療</p>	<p>別添2-2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届け出る場合) (略)</p> <p>注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。</p> <p>○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。） ○災害医療 ○新設 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療</p>																																
1. 社会医療法人関係書類一覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">申 請 書 類 一 覧</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">申 請 時</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">毎決算後</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 社会医療法人認定申請書</td><td style="padding: 5px;"><input type="radio"/></td><td style="padding: 5px;">-</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 決算届</td><td style="padding: 5px;">-</td><td style="padding: 5px;"><input type="radio"/></td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類） (医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する)</td><td style="padding: 5px;"><input type="radio"/></td><td style="padding: 5px;"><input type="radio"/></td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </tbody> </table>	申 請 書 類 一 覧	申 請 時	毎決算後	備考	<input type="checkbox"/> 社会医療法人認定申請書	<input type="radio"/>	-		<input type="checkbox"/> 決算届	-	<input type="radio"/>		<input type="checkbox"/> 別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類） (医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		1. 社会医療法人関係書類一覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">申 請 書 類 一 覧</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">申 請 時</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">毎決算後</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 社会医療法人認定申請書</td><td style="padding: 5px;"><input type="radio"/></td><td style="padding: 5px;">-</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 決算届</td><td style="padding: 5px;">-</td><td style="padding: 5px;"><input type="radio"/></td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類） (医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する)</td><td style="padding: 5px;"><input type="radio"/></td><td style="padding: 5px;"><input type="radio"/></td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </tbody> </table>	申 請 書 類 一 覧	申 請 時	毎決算後	備考	<input type="checkbox"/> 社会医療法人認定申請書	<input type="radio"/>	-		<input type="checkbox"/> 決算届	-	<input type="radio"/>		<input type="checkbox"/> 別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類） (医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
申 請 書 類 一 覧	申 請 時	毎決算後	備考																														
<input type="checkbox"/> 社会医療法人認定申請書	<input type="radio"/>	-																															
<input type="checkbox"/> 決算届	-	<input type="radio"/>																															
<input type="checkbox"/> 別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類） (医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																															
申 請 書 類 一 覧	申 請 時	毎決算後	備考																														
<input type="checkbox"/> 社会医療法人認定申請書	<input type="radio"/>	-																															
<input type="checkbox"/> 決算届	-	<input type="radio"/>																															
<input type="checkbox"/> 別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類） (医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																															

旨を説明する書類)						旨を説明する書類)					
<input type="checkbox"/> 添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※			<input type="checkbox"/> 添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※		
<input type="checkbox"/> 添付書類1-1（救急医療）						<input type="checkbox"/> 添付書類1-1（救急医療）					
<input type="checkbox"/> 時間外等加算件数明細表						<input type="checkbox"/> 時間外等加算件数明細表					
<input type="checkbox"/> 添付書類1-2（救急医療）						<input type="checkbox"/> 添付書類1-2（救急医療）					
<input type="checkbox"/> 夜間等救急自動車等搬送件数明細表						<input type="checkbox"/> 夜間等救急自動車等搬送件数明細表					
<input type="checkbox"/> 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）						<input type="checkbox"/> 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）					
<input type="checkbox"/> 添付書類1-3（精神科救急医療）						<input type="checkbox"/> 添付書類1-3（精神科救急医療）					
時間外等診療件数明細表						時間外等診療件数明細表					
<input type="checkbox"/> 受診時間等を証明する書類						<input type="checkbox"/> 受診時間等を証明する書類					
応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）						応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）					
<input type="checkbox"/> 添付書類2（災害医療）						<input type="checkbox"/> 添付書類2（災害医療）					
<input type="checkbox"/> 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む）						<input type="checkbox"/> 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む）					
訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）						訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）					
<input type="checkbox"/> <u>添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療）</u>						<u>(新設)</u>					
<input type="checkbox"/> <u>添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む）</u>											
<input type="checkbox"/> <u>訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト</u>											
<u>訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）</u>											
<input type="checkbox"/> 添付書類4-1（へき地医療）						<input type="checkbox"/> 添付書類3-1（へき地医療）					
医師派遣明細表						医師派遣明細表					
<input type="checkbox"/> 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）						医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）					
<input type="checkbox"/> 添付書類4-2（へき地医療）						<input type="checkbox"/> 添付書類3-2（へき地医療）					
<input type="checkbox"/> 巡回診療明細表						巡回診療明細表					
巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）						巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）					
<input type="checkbox"/> 添付書類4-3（へき地医療）						<input type="checkbox"/> 添付書類3-3（へき地医療）					
へき地診療所診療日明細表						へき地診療所診療日明細表					

※

左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付

※

左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付

<input type="checkbox"/>	添書書類4－4(へき地医療) 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類(協定書等写し)		
<input type="checkbox"/>	添付書類4－5(へき地医療) 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類		
<input type="checkbox"/>	添付書類5(周産期医療) 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等写し)		
<input type="checkbox"/>	添付書類6(小児救急医療) 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類		
(公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類)			
<input type="checkbox"/>	添付書類7(公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号)に該当する旨を説明する書類(運営))	○	○
<input type="checkbox"/>	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—
<input type="checkbox"/>	書類付表1(理事、監事、社員及び評議員に関する明細表)	○	○
<input type="checkbox"/>	書類付表2(経理等に関する明細表)	○	○
<input type="checkbox"/>	書類付表3(保有する資産の明細表)	○	○
<input type="checkbox"/>	添付書類8(公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第6号)に該当する旨を説明する書類(事業))	○	○
	診療報酬規程	○	○

	添書書類③－4（へき地医療）			
□	医師派遣明細表			
	医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
	添付書類③－5（へき地医療）			
□	医師派遣明細表、巡回診療明細表			
	医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
	添付書類④（周産期医療）			
□	母体搬送件数明細表			
	母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
	添付書類⑤（小児救急医療）			
□	時間外等加算件数明細表			
	受診時間等を証明する書類			
	（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）			
	添付書類⑥（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
□	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	*
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	-	
□	書類付表1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
□	書類付表2（経理等に関する明細表）	○	○	
□	書類付表3（保有する資産の明細表）	○	○	*
	添付書類⑦（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

|注) (略)

2. (略)

|注) (略)

| 2. (略)

3. 決算届出関係書類一覧

届出書類一覧	
<u>(基本書類)</u>	
<input type="checkbox"/> 事業報告書	
<input type="checkbox"/> 財産目録	
<input type="checkbox"/> 貸借対照表	
<input type="checkbox"/> 損益計算書	
<input type="checkbox"/> 関係事業者との取引の状況に関する報告書	
<input type="checkbox"/> 監事の監査報告書	
<input checked="" type="checkbox"/> 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類	
(「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)	
<u>(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合 <u>(当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。)</u>)</u>	
上記に掲げる <u>基本書類</u>	
<input type="checkbox"/> 純資産変動計算書	
<input type="checkbox"/> キャッシュ・フロー計算書	
<input type="checkbox"/> 附属明細表	
<input type="checkbox"/> 公認会計士又は監査法人の監査報告書	
<u>(医療法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合)</u>	
上記に掲げる <u>基本書類</u>	
<input checked="" type="checkbox"/> 純資産変動計算書	
<input checked="" type="checkbox"/> 附属明細表	
<input checked="" type="checkbox"/> 公認会計士又は監査法人の監査報告書	

注) (略)

3. 決算届出関係書類一覧

届出書類一覧	
<u>(新設)</u>	
<input type="checkbox"/> 事業報告書	
<input type="checkbox"/> 財産目録	
<input type="checkbox"/> 貸借対照表	
<input type="checkbox"/> 損益計算書	
<input type="checkbox"/> 関係事業者との取引の状況に関する報告書	
<input type="checkbox"/> 監事の監査報告書	
<input type="checkbox"/> 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類	
(「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)	
<u>(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合)</u>	
上記に掲げる書類	
<input type="checkbox"/> 純資産変動計算書	
<input type="checkbox"/> キャッシュ・フロー計算書	
<input type="checkbox"/> 附属明細表	
<input type="checkbox"/> 公認会計士又は監査法人の監査報告書	
<u>(新設)</u>	

注) (略)

○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）別添3及び別添4の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別添3	社会医療法人の定款例	別添3	社会医療法人の定款例
	備 考		備 考
社会医療法人〇〇会定款		社会医療法人〇〇会定款	
第1章 (略)		第1章 (略)	
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業	
第3条 (略)		第3条 (略)	
第4条		第4条	
1~2 (略)		1~2 (略)	
3 本社団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。	・ (略)	3 本社団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。	・ (略)
(1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院）		(1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院）	
(2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院）		(2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院）	
<u>(3) 〇〇県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（〇〇病院）</u>		<u>(3) 〇〇県医療計画に記載された新設</u>	
<u>(4) 〇〇県医療計画に記載されたべき地医療（〇〇診療所）</u>		<u>(3) 〇〇県医療計画に記載されたべき地医療（〇〇診療所）</u>	
<u>(5) 〇〇県医療計画に記載された周産期医療（〇〇病院）</u>		<u>(4) 〇〇県医療計画に記載された周産期医療（〇〇病院）</u>	
<u>(6) 〇〇県医療計画に記載された小児救急医療（〇〇</u>		<u>(5) 〇〇県医療計画に記載された小児救急医療（〇〇</u>	

病院)	
第5条・第6条 (略)	
第3章～第10章 (略)	

別添4

社会医療法人の寄附行為例	備 考
社会医療法人〇〇会寄附行為	
第1章 (略)	
第2章 目的及び事業	
第3条 (略)	
第4条	
1～2 (略)	
3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。	・ (略)
(1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院）	
(2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院）	
(3) <u>〇〇県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（〇〇病院）</u>	
(4) 〇〇県医療計画に記載されたべき地医療（〇〇診療所）	

病院)	
第5条・第6条 (略)	
第3章～第10章 (略)	

別添4

社会医療法人の寄附行為例	備 考
社会医療法人〇〇会寄附行為	
第1章 (略)	
第2章 目的及び事業	
第3条 (略)	
第4条	
1～2 (略)	・ (略)
3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。	3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。
(1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院）	(1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院）
(2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院）	(2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院）
(3) <u>〇〇県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（〇〇病院）</u>	(3) <u>〇〇県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（〇〇病院）</u>
(4) 〇〇県医療計画に記載されたべき地医療（〇〇診療所）	(4) 〇〇県医療計画に記載されたべき地医療（〇〇診療所）

(5) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院）

(6) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）

第5条・第6条 （略）

第3章～第10章 （略）

(4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院）

(5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）

第5条・第6条 （略）

第3章～第10章 （略）

○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類（構造設備及び体制）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
添付書類（構造設備及び体制）	添付書類（構造設備及び体制）
1～2（略）	1～2（略）
3 構造設備	3 構造設備
(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）	(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）
業務の区分	業務の区分
施 設	施 設
設 備 等	設 備 等

<input type="checkbox"/> 救急医療	<input type="checkbox"/> 集中治療室	<input type="checkbox"/> 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備	<input type="checkbox"/> 救急医療	<input type="checkbox"/> 集中治療室	<u>(新設)</u>
<input type="checkbox"/> 精神科救急医療	<input type="checkbox"/> <u>集中治療室(一部は陰圧化が可能なもの)</u>	<input type="checkbox"/> 感染を判断するための検査機器	<input type="checkbox"/> 精神科救急医療	<input type="checkbox"/> <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<input type="checkbox"/> 災害医療			<input type="checkbox"/> 災害医療	<input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置
<input type="checkbox"/> <u>新興感染症発生・まん延時における医療</u>	<input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室	<input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室	<input type="checkbox"/> <u>(新設)</u>	<input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置
<input type="checkbox"/> へき地医療	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室	<input type="checkbox"/> 超音波診断装置	<input type="checkbox"/> へき地医療	<input type="checkbox"/> 診察室	<input type="checkbox"/> 手術室
<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> <u>発熱患者等専用として使用可能な診察室(プレハブ・簡易テント等を含む。)</u>	<input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> <u>(新設)</u>	<input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置
<input type="checkbox"/> へき地診療所		<input type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器	<input type="checkbox"/> へき地診療所	<input type="checkbox"/> <u>微量輸液装置</u>	<input type="checkbox"/> 保育器
<input type="checkbox"/> 周産期医療	<input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室	<input type="checkbox"/> <u>個人防護具</u>	<input type="checkbox"/> 周産期医療	<input type="checkbox"/> 臨床検査施設	<input type="checkbox"/> <u>(新設)</u>
<input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input type="checkbox"/> 面会室	<input type="checkbox"/> <u>感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等</u>	<input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input type="checkbox"/> 保護室	<input type="checkbox"/> <u>(新設)</u>
	<input type="checkbox"/> <u>診察室(発熱)</u>	<input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 医薬品		<input type="checkbox"/> 面会室	<input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 医薬品
	<input type="checkbox"/> 専用病床(床)	<input type="checkbox"/> 自家発電装置		<input type="checkbox"/> <u>(新設)</u>	<input type="checkbox"/> 専用病床(床)
	<input type="checkbox"/> 優先的に使用される病床	<input type="checkbox"/> トリアージタッグ		<input type="checkbox"/> 専用病床(床)	<input type="checkbox"/> 自家発電装置
	<input type="checkbox"/> <u>陰圧病室(確保病床床)</u>	<input type="checkbox"/> 救急用自動車		<input type="checkbox"/> <u>(新設)</u>	<input type="checkbox"/> トリアージタッグ
	<input type="checkbox"/> <u>※医療措置協定による確保病床(床)の半数以上が陰圧病室内にあること。</u>	<input type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム		<input type="checkbox"/> 救急用自動車	<input type="checkbox"/> 广域灾害・救急医療情報システム
	<input type="checkbox"/> <u>個室病室</u>	<input type="checkbox"/> <u>新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備</u>		<input type="checkbox"/> <u>(新設)</u>	<input type="checkbox"/> <u>(新設)</u>
	<input type="checkbox"/> 備蓄倉庫	<input type="checkbox"/> <u>()</u>		<input type="checkbox"/> 備蓄倉庫	<input type="checkbox"/> 備蓄倉庫
	<input type="checkbox"/> ヘリポート(敷地内近接地)			<input type="checkbox"/> ヘリポート(敷地内近接地)	
	<input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅			<input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

○ 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

(新設)

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

・施設整備計画

..... (〇年〇月完成予定)

・設備整備計画

..... (〇年〇月整備予定)

(2) (3) (略)

4・5 (略)

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「〇」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2)災害医療の場合のみ

・ 灾害派遣医療チーム（D M A T）の有無	
-------------------------	--

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

(2) (3) (略)

4・5 (略)

6 その他の体制

(1)精神科救急医療の場合のみ

- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無（有・無）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数（　人）

(2)災害医療の場合のみ

- ・ 灾害派遣医療チーム（D M A T）の有無（有・無）

(新設)

次の措置を全て含む協定締結の有無

- ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置
- ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置
- ・ 医療人材派遣に係る措置

(2)医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

- ・ 災害派遣医療チーム（D M A T）に係る協定締結の有無
- ・ 災害派遣精神医療チーム（D P A T）に係る協定締結の有無
- ・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

(略)

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

(略)

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類3の新設

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前																		
<p>添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療）</p> <p>医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類</p> <p>申請者名： <u> </u></p> <p>住所： <u> </u></p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <table border="1"> <tr> <td>病院名</td><td></td></tr> <tr> <td>病院の所在地</td><td></td></tr> <tr> <td>管轄保健所名</td><td></td></tr> </table> <p>[時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数]</p> <p>○ <input type="checkbox"/> 添付書類1-1（救急医療）又は<input type="checkbox"/> 添付書類1-2（救急医療）に記載し、提出（添付資料を含む。）すること。</p> <p>[新興感染症の対応に係る訓練又は研修への職員の参加実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自病院が実施した訓練又は研修 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日又は実施期間</th><th>訓練又は研修名</th><th>參加した職員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	病院名		病院の所在地		管轄保健所名		実施日又は実施期間	訓練又は研修名	參加した職員数										(新設)
病院名																			
病院の所在地																			
管轄保健所名																			
実施日又は実施期間	訓練又は研修名	參加した職員数																	

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度における自病院が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

- 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

・外部の機関が実施した訓練又は研修

実施者名	実施日又は実施期間	訓練又は研修名	参加した職員数

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度における外部の機関が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

- 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は実施者からの参考依頼文等の写し（個人名欄は消去すること。））
- 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

〔正当な理由がなく医療措置協定に基づく措置を講じていないと都道府県知事が認めるときの都道府県知事からの勧告の有無〕

感染症法第36条の4第2項に規定する勧告を受けたことがある。	
--------------------------------	--

(記載上の注意事項)

- 過去に、都道府県知事から当該勧告を受けたことがある場合は、空欄に○を付すこと。

○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）その他所要の改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
添付書類1-1(救急医療)				添付書類1-1(救急医療)			
(略)				(略)			
時間外等加算件数明細表				時間外等加算件数明細表			
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)				(自 <u>平成</u> ・令和 年 月 日 至 <u>平成</u> ・令和 年 月 日)			
区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計	区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件	初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件	内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件	内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件	内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)				(自 <u>平成</u> ・令和 年 月 日 至 <u>平成</u> ・令和 年 月 日)			
区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計	区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件	初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件	内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件	内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件	内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)				(自 <u>平成</u> ・令和 年 月 日 至 <u>平成</u> ・令和 年 月 日)			
区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計	区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(合 計)

区分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

(合 計)

区分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1－2 (救急医療)

(略)

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件

添付書類 1－2 (救急医療)

(略)

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件

ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○(合計)の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類1-3(精神科救急医療)

(略)

時間外等診療件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内電話等による再診 (C)	合計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内電話等による再診 (C)	合計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件

(記載上の注意事項)

○(合計)の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類1-3(精神科救急医療)

(略)

時間外等診療件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内電話等による再診 (C)	合計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内電話等による再診 (C)	合計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内電話等による再診 (C)	合計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(合 計)

区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内電話等による再診 (C)	合計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内電話等による再診 (C)	合計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(合 計)

区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内電話等による再診 (C)	合計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件	件
----------------	---	---	---	---

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件	件
----------------	---	---	---	---

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類4－1（へき地医療）

(略)

添付書類4－2（へき地医療）

(略)

添付書類4－3（へき地医療）

(略)

添付書類4－4（へき地医療）

(略)

添付書類4－5（へき地医療）

(略)

添付書類5（周産期医療）

(略)

[分娩実施件数]

会 計 年 度	件 数	内 ハイリスク分娩 管理加算の算定件数
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	件	件
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	件	件

添付書類3－1（へき地医療）

(略)

添付書類3－2（へき地医療）

(略)

添付書類3－3（へき地医療）

(略)

添付書類3－4（へき地医療）

(略)

添付書類3－5（へき地医療）

(略)

添付書類4（周産期医療）

(略)

[分娩実施件数]

会 計 年 度	件 数	内 ハイリスク分娩 管理加算の算定件数
平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日	件	件
平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日	件	件

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	件	件
合 計	件	件
3会計年度平均	件	—

(記載上の注意事項)

- 終了した3会計年度における分娩実施件数を記載すること。

[母体搬送件数]

会 計 年 度	件 数
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	件
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	件
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	件
合 計	件
3会計年度平均	件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料

- 母体搬送件数明細表
- 母胎搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

母体搬送件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

月 日		
平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日	件	件
合 計	件	件
3会計年度平均	件	—

(記載上の注意事項)

- 終了した3会計年度における分娩実施件数を記載すること。

[母体搬送件数]

会 計 年 度	件 数
平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日	件
平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日	件
平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日	件
合 計	件
3会計年度平均	件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料

- 母体搬送件数明細表
- 母胎搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

母体搬送件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類6 (小児救急医療)

(略)

時間外等加算件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計

添付書類5 (小児救急医療)

(略)

時間外等加算件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(合計)

区分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(合計)

区分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類7

(略)

添付書類8

(略)

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類6

(略)

添付書類7

(略)